

津島中学校いじめ防止基本方針

平成 29 年 4 月改訂
宇和島市立津島中学校

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

- いじめは決して許されることのない行為であるという強い認識をもつ。
- いじめられる生徒を絶対に守る。
- いじめを行う生徒に対し、毅然とした態度で指導する。
- いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるという認識をもち、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 重大事態発生時は、警察をはじめとする関係諸機関と適切に連携する。

(2) いじめの禁止

いじめ防止対策推進法第 4 条「児童等は、いじめを行ってはならない。」

(3) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条

この法律において「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの未然防止等に関する措置

(1) 生徒が主体となった活動

- ア いじめ根絶集会を生徒会が主体となって開催し、生徒のいじめ防止に対する意識の高揚を図る。
- イ 定期的に入権ソング（Stand by you）を歌うとともに、人権ポスター、人権作文・標語の作成、掲示・発表等の活動を通して、いじめは許されない行為であることを深く認識させる。
- ウ ボランティア活動を推進し、豊かな心の育成を図る。

(2) 教職員が主体となった活動

- ア いじめの背景にあるストレスに適切に対処できる力を育むため、アサーショントレーニング、ソーシャルスキルトレーニングを道徳や学活の時間に導入する。
- イ 自己有用感や充実感を感じられる学校生活の基盤をつくる。
 - (ア) 一人一人の実態に応じたわかる授業の実施
 - (イ) 部活動の充実
 - (ウ) 一人一役の徹底
 - (エ) 仲間意識を育てる行事の実施
- ウ 「生徒指導ミーティング」を週 1 回開催し、生徒情報の収集、共有及び迅速な初期対応に努める。
- エ 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談の時間を設け、生徒に寄り添った相談体制を築く。
- オ 学校だより、学級通信、学校ホームページ等による広報活動を行うとともに、PTA 総会・理事会、地区別懇談会、校区まもり育てる協議会等を通じて、いじめ問題に対する保護者・地域住民の意識の高揚に努める。
- カ 校内研修、職員会議等を通じて発達障害への共通理解を図り、個に応じた指導の充実に努める。
- キ 教科・特活等の時間を使い、ネットいじめの恐ろしさやネットの正しい利用法（携帯・SNS を含む）を学年の実態に応じて指導する等、情報モラル教育を推進する。
- ク 校区小学校との情報交換を必要に応じて行い、連携協力体制の整備に努める。

3 いじめの早期発見

- (1) 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。

※ 次のチェックポイントを常に頭に置いて、いじめの早期発見に努める。

〈朝の会〉

- 遅刻・欠席が増える。
- 表情がさえず、うつむきがちになる。
- 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。

〈授業開始時〉

- 忘れ物が多くなる。
- 用具・机・椅子等が散乱している。
- 周囲が何となくざわついている。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 席を替えられている。

〈授業中〉

- 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
- 保健室によく行くようになる。
- 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- 服装に汚れや乱れがある。
- テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。

〈休み時間〉

- 教室や図書室で一人である。
- 友だちと一緒にいても表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。
- 訳もなく階段や廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室に来たりする。

〈給食時〉

- その生徒が配膳すると嫌がられる。
- 笑顔が無く、黙って食べている。
- 食欲がない。

〈清掃時〉

- 一人で広い範囲を清掃し、周囲の生徒が協力しない。

〈放課後・下校時〉

- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
- 周囲の生徒の持ち物を持たされている。
- 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。

〈その他〉

- 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
- 宿題や保護者文書などの提出が遅れる。

- (2) 休み時間、放課後等を利用して個人面談を実施し、気にかかる生徒から情報を収集する。
- (3) 少し様子がおかしいと感じた生徒がいる場合には、声をかけて話を聞くとともに学級担任、学年主任、生徒指導主事、管理職等に報告する。
- (4) 「学校生活に関するアンケート」を定期的実施し、生徒の悩みや人間関係を把握し、アンケートに問題が見られる場合には学級担任が個人懇談を行う。
- (5) 保健室利用者で気になる生徒がいた場合は、養護教諭が関係学級担任あるいは部活動顧問に連絡する。
- (6) あゆみを通じて、保護者との情報交換を密にする。気になる兆候が見られた場合は、学年主任に連絡するとともに、家庭訪問あるいは電話を行う。

4 いじめに対する措置

基本方針

特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒及び通報した生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くことなく、生徒の人格の成長に重点を置いて指導する。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの措置

ア 通常ではない遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。

イ 児童や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」（４ページ参照）に速やかに情報を提供する。

ウ 「いじめ防止対策委員会」は対策の中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の確認を行う。事実確認の結果は、学校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

エ 加害生徒が複数いる場合の事実確認は、一人ずつ別室で行い、事実が一致するまで同室にしない。

(2) 被害生徒又はその保護者への支援

ア 被害生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられた生徒にも責任があるという考え方を一切もたず、「あなたが悪いのではない。」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を損なわないよう留意する。また、個人情報の取扱い等、プライバシーに配慮した対応を行う。

イ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。生徒や保護者に対して、学校が身の安全を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去する。

ウ 被害生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるような環境を整える。

- ・ 加害生徒の別室指導
- ・ スクールカウンセラーによる心のケア
- ・ 複数の教職員による当該生徒の見守り
- ・ 出席停止制度の活用
- ・ 定期的な個人面談及び家庭訪問

エ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を、保護者に適切に提供する。

(3) 加害生徒又はその保護者への指導

ア 加害生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

イ 当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。また、個人情報の取扱い等、プライバシーに配慮した対応を行う。

ウ 事実関係の聴取後迅速に保護者に連絡し、学校への来校を促す。心理的な孤立感、疎外感を与えないような教育的配慮を行いながら、状況によっては、特別の指導計画による指導を行う等、毅然とした指導を行うことを伝える。

エ 教育上必要があると認めるときは、加害児童に対して懲戒を加えることも考慮する。
(文科省通知「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」参照)

(4) 謝罪の会の開催

被害生徒、加害生徒間でいじめに関する事実関係の了解が一致し、被害生徒への支援、加害生徒への指導を一通り終えた後で、双方の生徒・保護者を交え、学校長立会の下謝罪の会を行う。

加害者側が心から謝罪の気持ちを表し、被害者側が謝罪を受け入れる気持ちになるまで会は開かない。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の課題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、いじ

めに同調していた生徒に対しては、その行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため市教育委員会と連携を取りながら直ちに削除する措置をとる。（状況によっては警察と連携を取る。）名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、プロバイダに対して、速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。（プロバイダ責任制限法）

※プロバイダ責任制限法による削除要求

削除要求の方法は、権利を侵害された個人かその代理人（弁護士等）が、書面であれば実印を押印し印鑑証明をつけて、電子メールであれば電子署名をつけて行う。代理人が行う場合には、委任状の添付が求められる。

イ 携帯会社の出張講座を利用し、生徒の情報モラルの向上を図るとともに、保護者への啓発に努める。

ウ インターネットやスマートフォン等に関する職員研修を実施する。

(7) 関係機関への報告

ア 校長は、市教育委員会への報告を速やかに行う。

イ 生命や身体、財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には宇和島警察署に通報し、警察署と連携して対応する。

5 いじめ防止等のための組織の設置

(1) 名称「いじめ防止対策委員会」（校内組織）

(2) 構成員

【校長 教頭 生徒指導主事 教務主任 学年主任 養護教諭 関係教諭】

(3) 活動内容

ア いじめ防止基本方針の作成・見直し

イ 年間指導計画の作成

ウ 校内研修会の企画・立案

エ いじめの相談、通報の窓口

オ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定

6 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携

ア 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

イ 関係機関との調整

(2) 宇和島市 PTA 連合との連携

●児童生徒宣言

①「ながらスマホ」はしません

②就寝1時間前からは、ネット・スマホはしません

③課金をするときは、親と相談して決めます

④個人情報やネットに書きこみません

※時間ルールについては、家庭・学校で引き続き検討しましょう！

●保護者宣言

①子どものネット・スマホの使い方は保護者が責任をもちます

②家庭でのルールを作り、守るよう責任をもって指導し、できないなら与えません

③社会性に反する「マナー違反」は何度でも責任をもって注意します

●教員宣言

①ネット・スマホについての研修を深め、教員自ら学んでいきます

②市内全小中学校で「宇和島SNS学習ノート」を活用し、ルールやマナーを教えます

③困ったときには相談に乗り、適切に指導します

(3) 警察との連携

- ア 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- イ 犯罪等の違法行為がある場合

(4) 福祉関係との連携

- ア 家庭の養育に関する指導・助言（南予子ども・女性支援センター、スクールソーシャルワーカーの活用）
- イ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

(5) 医療機関との連携

- ア 精神保健に対する相談
- イ 精神症状についての治療、指導・助言

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法28条）

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(2) 重大事態の具体例

- ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- イ 生徒が自殺を企図した場合
- ウ 精神性の疾患を発症した場合
- エ 身体に重大な障害を負った場合
- オ 高額な金品を奪い取られた場合
- カ 生徒が相当な期間学校を欠席し、又は、転学等を余儀なくされた場合

(3) 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ア 重大事案が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ 校長は、調査結果を市教育委員会に報告する。
- カ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

8 評価

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかを、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。（学校評価と並行して実施）